

ハローワークの職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たって

ハローワークの職業相談・職業紹介サービスを利用する際は、以下の事項にご留意ください。

全体版はこちらから→



※ハローワークインターネットサービスなどの個別のサービスについて、別途利用規約等への同意が必要である場合もありますので、各サービスの利用に際しては、個別に確認をお願いします。

1 事業所登録・求人申込み

- 事業所登録と求人の申込みは、原則として**事業所の所在地を管轄するハローワーク**で行ってください。
- ハローワークでは、原則としてすべての求人を受理しますが、法令違反がある場合などには受理できないことがあります。
- ハローワークは、申込み内容を確認する過程で、追加資料の提出、事業主の来所等を依頼することがありますので、ご対応ください。これらへの対応がなく、必要な確認がとれない場合、手続きが完了できず、事業所登録または求人登録ができないことがあります。
- **事業所情報と求人の内容は、最新かつ正確な内容**となるようにご注意ください。
- ハローワークの事業所登録と求人の申込みの**必要項目を記載すると、職業安定法に定める明示すべき労働条件の明示を行うことができます**。
- その他の記載上の注意事項や記載方法はハローワークが配布しているリーフレット等を参照してください。

2 求人の変更・取消し等

- 募集中の求人の応募・採用条件を狭めるような変更は、既に紹介されている求職者にとって不利益変更となる場合があります。そのため、変更の必要性等について、ハローワークより確認させていただく場合があります。
- **既に紹介済みの求職者には、変更前の応募・採用条件で対応することをご検討**ください。
- 上記について検討してもなお、求人条件を変更して適用する場合は、求職者に対して書面等で変更内容を明示するとともに、丁寧に説明してください。
- ハローワークの紹介に限らず、**求人が充足した場合や、募集を取りやめる場合は、必ず、速やかにハローワークに求人の取消しの連絡**をしてください。

3 職業紹介

- ハローワークでは、求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介します。
- 職業紹介は、紹介を希望する求職者が利用するハローワークが行います。そのため、求人事業所を管轄するハローワーク以外から連絡がある場合があります。
- ハローワークでは、職業紹介を行うことに同意いただいた場合、紹介を行います。なお、平日夜間や土曜日、求人事業所の休日など、事前に連絡がつかない場合には、先に紹介を行うなどの対応をすることがあります。

4 採用選考に当たっての注意事項

- 職務遂行上必要な適性・能力に基づいて採用選考を行うことが必要です。
- 労働者の募集を行う者は、求職者等の個人情報適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。
- 採否結果が出た後、**求職者から提出された応募書類の取扱いは、原則、求人票に定めた方法で適切に返却または廃棄・削除してください。**
- 採否結果は、採否等を決定後、速やかに応募者とハローワークに対してご連絡ください。
- 使用者は**労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を、書面等の交付により明示**しなければなりません。

5 個人情報等の取扱い

- ハローワークでは、政府の行う無料の職業紹介事業として提供するサービスの円滑な運営その他厚生労働省職業安定局と人材開発統括官、都道府県労働局とハローワークが行う**業務の遂行に必要な範囲で、利用者の情報を収集し、保管、使用します。**
- 具体的な収集する情報の範囲、使用目的と使用する範囲、使用と提供の制限、安全確保の措置、適用範囲等は別途「プライバシーポリシー」を参照してください。



プライバシーポリシー

6 求職者からの苦情等への対応

- 求職者等より「求人者から応募した求人と異なる条件を提示された」「募集・採用時に差別的な取扱いを受けた」等の相談があった場合は、経緯等について調査いたします。
- 労働関係法令等の規定に抵触する可能性があり調査等を行う期間などには、一時的に紹介を行わない場合があります。なお、労働関係法令等の違反については、職業安定機関、労働基準監督機関、雇用環境・均等部（室）による調査を行う場合があります。法違反が認められた場合などには勧告・公表等の対象となることがあります。

7 その他の留意事項

- ハローワークを介さず、求職者からの直接応募に応じて採用した場合、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金等は、支給対象となりません。
- 一部を除き、ハローワークインターネットサービス上の情報は、一定の要件の下で転載を可能としており、民間の求人情報サイト等で二次利用される可能性があります。募集条件が現状と異なる、または既に無効となった求人が引き続き掲載され続けるといった問題が生じた場合には、求人事業者は、職業安定法の規定により、当事者としてこれらの求人情報を掲載している事業者に対して、掲載の中止等を求めることができます。
- 求職者ではない企業等から営業活動の対象とされる可能性があります。特に、無料で求人を公開するとした事業者からの営業に応じたために、後日、多額の広告料金を請求されるといった悪質な事例も報告されていますので、十分ご注意ください。